

# 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年7月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

|     |       |    |      |       |  |
|-----|-------|----|------|-------|--|
| 1 番 | 田中 幸子 |    | 2 番  | 宮田 孝  |  |
| 3 番 | 小川 豊  |    | 4 番  | 齋藤 ゆみ |  |
| 5 番 | 安田 勝明 | 欠席 | 6 番  | 芥木 一吉 |  |
| 7 番 | 宮島 直也 |    | 8 番  | 宮地 勝則 |  |
| 9 番 | 河村 修  |    | 10 番 | 田中 隆  |  |

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 山崎 直人 | 事務局次長 | 宮田 隆志 |
| 統括主査  | 大川 佳紀 | 主任主査  | 北野 研吾 |

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

|      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 10 番 | 田中 隆 | 1 番 | 田中 幸子 |
|------|------|-----|-------|



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第 23 号議案から第 26 号議案を上程します。

                        それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                では説明させていただきます。

                        議案書 1 ページをご覧ください。第 23 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

                        議案書 2 ページをご覧ください。番号 1 番。

### 【議案説明】

                        譲受人は東京都に本社を置き、建築工事や不動産販売業などを営む法人で、犬山市富岡地区にも営業所を開設しています。犬山市内において分譲、建築用地を検討していたところ、土地所有者より申し出があり今回の申請となりました。

                        地図資料の 1 ページをご覧ください。申請地は市街化調整区域ですので、通常は住宅を建築しようとする、都市計画法の規制が厳しい場所ですが、都市計画法第 34 条第 11 号に基づいて市が条例により規制を緩和している区域にあたるため住宅の建築が可能となっています。この区域については、以前の申請でもありましたが、市街化調整区域の中でも、人口減少、少子高齢化が進む集落を人口維持する必要があるため、特別に住宅建築の規制が緩和されている場所となっており、犬山市では富岡地区と塔野地地区の一部で指定されています。

                        地図資料の 3 ページをご覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、北側既設側溝へ放流します。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

                        農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 10 番、エー（ア）－a－（b）、駅から概ね 300 m 以内の区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて番号 2 番。

【議案説明】

譲受人は番号 1 番と同じ法人です。

地図資料の 7 ページ目をご覧ください。こちらの申請地も番号 1 と同じく都市計画法第 3 4 条第 1 1 号に基づいて犬山市が条例で定めた区域内に該当しており、譲受人は、周囲に住宅も多く最適な場所であると考えて今回の住宅建築を計画しました。なお、現地は従前から耕作がされておらず駐車場として利用されており、また譲受人の手違いによりコンクリートブロックが設置された状態となっているため、許可権者である愛知県に状況を報告し協議の上、譲受人、譲渡人双方より始末書を提出させております。

地図資料の 9 ページをご覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、北側既設側溝へ放流します。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて議案書の 3 ページ目をご覧ください。番号 3 番。

【議案説明】

譲受人は、昭和 3 9 年に設立され、各種機械及び部品の製作、加工を主たる業務として、犬山市に本社をおく法人です。

業績は順調で受注量は増加の一途をたどっていますが、現在

の本社工場は、創業時から増築を重ねており、これ以上作業機械を増設するスペースはなく従業員の安全性や作業効率の確保が難しい状況となっています。そのため、新工場を建設して本社機能に移転し、従業員の安全性や作業効率を確保しつつ、顧客のニーズに応じて製品の増産を実現するため、今回の申請をすることとなりました。

地図資料の14ページをご覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等により、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は透水性アスファルトで浸透させるほか、スリット側溝などから集水枥を通じて北西にある雨水貯留浸透槽で処理をし、超過分は北側の排水路へ排水します。汚水雑排水は東側の公共下水道へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側9番エー（ア）－a－（a）、水管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に教育施設と医療施設が存する区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可することができます。

議案書の4ページをご覧ください。第24号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の5ページをご覧ください。

#### 【議案説明】

本件は、令和6年7月10日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は他人の所有地を通過しなければたどりつけない場所にあり、急傾斜地で転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂って山林となっており、農地として再生することは困難な状態で、非農地であると見込まれます。

続いて議案書の 6 ページをご覧ください。第 25 号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の 7 ページをご覧ください。今月の案件は 1 件で、相対での利用権設定です。

整理番号 1 は城東地区の案件となります。

本件は令和 6 年 7 月 19 日に事務局と城東地区の農業委員、推進委員で面談を行っております。借人は市内の犬山地区に住んでおり、申請地の南側隣地の宅地を購入して、1 月頃から転居する予定です。申請者に農業経験はありませんが、大工である夫が農家の出身でともにやる気があり、夫婦で耕作をしていく予定です。申請地には耕作のための水みちがあり、ミカン、栗、梅などが生えているため、これを生かしつつ、ゆくゆくはブルーベリーなどの栽培も考えています。

申請者は、農業の知識、経験を得るため、農業大学校やハローワークの職業訓練などに通うことを計画し、農業に強い意志を示しており、今後も耕作していくことが見込まれます。

続いて議案書の 8 ページをご覧ください。第 26 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出についてです。

議案書の 9 ページをご覧ください。整理番号 1 は羽黒地区の案件となります。

本案件は、これまで利用権を設定していた農地について、担い手を交代することにより農地の集積、集約化をはかるもので、申請地は、新しい担い手が現在耕作している農地の隣にあるため耕作が容易であり、農地の集約化につながります。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第 23 号議案から第 26 号議案までの説

明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長

私から1つだけ確認をさせてください。23号議案の1、2番についてです。申請の理由として住宅が必要なためということですが、建物を建てられた後、実際に分譲として売り出すのか、それとも、どなたか親族が住まわれるのかその辺のご事情って何かわかりますか。

事務局

ご質問にお答えします。

今回の申請についてですが、建てた後は分譲として売られる予定と聞いております。

議長

わかりました。

その他の方はよろしいですか。

河村委員

地図資料の14ページをご覧ください。

第23号議案の番号3番、工場ができる場所の南側ですね、ここは水路の取入口ということで、図面を見ると承認工事でコンクリート舗装されるんですね。ここは1メートルほどの幅で、今後用水路の草刈りができないということで、以前お願いをしました。

今度は北側になりますが、ここに用水路が流れてるんですけども、今までは周辺で農地を持っている方が、この路肩の草刈を行っているんです。ところが工場ができて、今後この区間は今まで草刈りを行っていた方が草を刈らなくなる思うんですね。そうすると雑草が繁茂してしまいます。それから、この用水路の北側、ここも以前申請されて、既に転用されています。そのため、水路の両面とも草の管理がされなくなる可能性があるんですけども、工場を作る場合、路肩、水面部分をセメントで固めてもらうことはできるのでしょうか。こちらから要望す

ることができないでしょうか。

事務局

今のお話は、工場の敷地の北側の道路と水路の間のことです。河村委員がおっしゃるように、工場の南側のところはコンクリート舗装を今回してくれるようになりました。このコンクリート舗装自体も、強制ができるものではないんですが、会社の方が、当然自分たちの維持管理が簡単になるという部分も含めて今回応じてくれたものになります。この辺りは我々も他の建築事前審査会等でお願いをしておりますが、今のお話は水路や道路を管理している土木管理課の範疇になる部分もあります。工場の北側の道路と水路の間が舗装してあるといいなという話になりますと、申請地の外側の話になりますので、この場では何とも言えないんですが、もしかしてやってもらえるかもしれないんですが、強制はしにくい部分がありまして、一般的には、土木要望で、市の方で草刈りの対応について要望を出してもらうくらいしか方法としてはないのかと考えられます。

実際、土木がここの草刈をやるかについては、優先順位がありますので、例えば申請地の東側の道路の交通量が多いため危険だとか、そういう部分の要望は聞いてもらえるかもしれませんが、そうでなければなかなか難しいのかなとは思いますが、その後、農業委員会からの意見や文書を出す機会がないですし、農転とは全然違う話になると思いますので、個別に業者には我々の方から要望として伝えさせていただくということでご理解いただければと思います。

河村委員

ありがとうございます。

でも、やはり犬山市の土木へ用水路の草刈を頼んでもやってもらったことがないです。用水路を利用しているものたちでやるようにいつも言われます。ですから現状、もっと大きい川の草も、自分たちで日にち決めて、年2回、刈っている状態です。犬山市が計画している道路であっても、草刈をしていたことがないところもあります。申請地の北側の部分も、片



側でも草を刈ってあれば水路が見えるんですけども、水路の両サイドが田んぼではなくなるということで、お願いですけど、申請地を埋め立てるときにやってもらえるとありがたいということの説明をお願いしたいです。

事務局

市の予算に限りがあるので、交通安全とかいろんな部分で優先順位を決めて、予算の中で草刈りを行っており、市が行っていない部分がたくさんあることは私も存じております。今お話あった通りのことは業者には伝えますので、よろしくお願いします。

副議長

申請者については僕もよく知ってますけど、現在の工場の東側が、畑があったところが全部整地されて空き地になっています。その他にも今の工場の周りに結構空き地がありますし、駐車場も持っているんですが、なぜ申請地に工場を建てることになったのか教えてください。

事務局

申請者は現在、羽黒に工場がございまして、その周辺に雑種地等々の土地があるのではないかとということで、今副会長の方からご質問があったんですけども、実は申請者の工場移転に関しましては、5年以上前から農業委員会の方へ相談がありまして、当時も現工場の近くで、工場敷地の拡張の計画を立てたんですけども、都計法上の問題ですとか、農地法以外の部分のところで工場の拡張ができないということになりまして、今回改めて場所を探されて申請地で計画するといった背景がございします。以上です。

議長

1つ確認ですが、工場ができたときにね、今言われたような水路の土手の草刈が物理的にできなくなるような状況になるわけではないんですね。要するに市役所がやるなり、地元の方がやられるなり、草刈作業が物理的にできる状態ではあるということですね。今後物理的に狭くて入れなくて、草刈り機が使える

ないとか、そうするとコンクリートで固めてしまうと思うが  
ないと思うんだけど、実際には、草刈り機を使って作業ができ  
るという判断でいいですね。わかりました。なるべく業者さん  
がコンクリート工事をやっていただけるとありがたいなという  
ことで、市役所からもお願いをしていただくということでお願い  
いたします。

副議長

市役所の関係ですね、市道など市の土地がありますよね。そ  
ういうところは [REDACTED] っていて、草刈やトイレの清  
掃を行っているボランティア団体があります。この団体は市道  
とかの市が管轄する土地は、1年に数回草刈をしてるんですけ  
ど、先ほどの北側の道路のお話について、そういう手だてはあ  
るかなと思ったんですが、市役所の方どうでしょうか。

事務局

[REDACTED] に委託してるのは、幹線道路の低木の草刈で  
すとか、高木の剪定ですとか、あとは清掃ですね、公園も若干  
やってもらうとかあるんですが、たださっき委員がおっしゃっ  
た内容は、一般的な水路とか道路の路肩とかのお話だと思うの  
で、そこはお任せしていない部分にはなってます。

議長

その他、皆さんよろしいですか。

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区  
審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時45分まで地区審議をお  
願いします。

午前14時30分 地区審議

午前14時45分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第23号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決  
定について意見の決定を求めます。

1 番、2 番について、城東地区お願いします。

齋藤委員

4 番の齋藤です。

1 番、2 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

3 番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9 番の河村です。

3 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第23号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第24号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

齋藤委員

4 番の齋藤です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第24号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第25号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

齋藤委員            4番の齋藤です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第25号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第26号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出について意見の決定を求めます

1番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員            7番の宮島です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第26号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは、本議案について可と決定しました。  
                          続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局                報告します。  
                          議案書の 10 ページをご覧ください。報告第 11 号、農地法  
第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について  
です。今月の報告は 2 件です。

                          議案書の 12 ページをご覧ください。報告第 12 号、農地法  
第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について  
です。今月の報告は 4 件です。

議長                    ありがとうございました。  
                          ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願い  
いたします。

議長                    何もないようですので、報告は終了しました。  
                          これで本日予定しました案件は全て終了しました。  
                          これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間  
ありがとうございました。